新築注文・分譲住宅 (自ら居住)

# グリーン住宅ポイント制度の対象住宅ではありませんか



(一財)宮城県建築住宅センター

当センターは、グリーン住宅ポイント制度の申請受付及び証明書発行業務を行います。

今回、皆様が取得なさる新築住宅が、グリーン住宅ポイント制度に該当するかどうかを、下記の手順でご確認いただき、対象となる場合は、是非当センターでご利用ください。

## ポイント(1):対象となる請負(または売買)契約であることを確認しましょう

契約締結日	住民票の異動を含む入居日※1	申請受付期間	
(請負・売買)	(完了報告期限)	(申請種類で受付開始日が異なります)	
令和2年12月15日	ポイントの使い道が	完了前申請:令和3年3月29日(月)	
~令和 3 年 10 月 29 日	追加工事交換:~令和4年1月15日	~令和 3 年 10 月 29 日(金)※2	
<b>※</b> 2	商品交換:~令和4年4月30日	完了後申請は5月6日(木)より受付開始	
		予定	

※1 共同住宅の場合はポイント⑦をご覧ください ※2 当センター受付の場合、土日が休業日にあたるため、10 月 29 日(金)が実質的な 最終受付日となる見込みです。また、予算がなくなった場合は前倒しで終了いたします。

#### ポイント②:対象となる性能の住宅であることを確認しましょう

**断熱等性能等級4かつ一次エネルギー消費量等級4以上に適合する住宅が対象**です。申請に当たっては、 下記のいずれかの証明書の取得が必要となります。

性能種別	必要な証明書等(いずれか)	
A:高い省エ	長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証、低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合	
ネ性能等を有	証、性能向上計画認定に係る技術的審査適合証、BELS 評価書(ZEH マークまたは ZEH-M マーク	
する住宅	が表記されたもの。)	
B:一定の省	設計住宅性能評価書※3、BELS評価書※3、フラット35S設計検査に関する通知書及び申請書(金	
エネ性能を有	利Aのみ、または、金利Bで令和 2 年 12 月以前に申請されたものは不可。)	
する住宅	上記のいずれも無い場合「グリーン住宅ポイント対象住宅証明書」を取得→ポイント④をご覧くだ	
	さい	

※3 等級の指定があります

### ポイント③:発行ポイント数を確認しましょう

②の性能と下表Cの組み合わせによりポイントが決定します

C:加点要件(いずれか)※4		ポイント数
(1)東京圏の対象地域からの移住	Aのみ	400,000
(2)18 歳未満の子 3 人以上と同居(令和 2 年 12 月 15 日または申請日時点)	Вのみ	300,000
(3)キッチン、浴室、トイレ、玄関の内のいずれか2つ以上が住戸内に複数箇所ある。	A+C	1,000,000
(4)土砂災害特別警戒区域または建築禁止災害危険区域からの移住	B+C	600,000

## ポイント4:グリーンポイント対象住宅証明書を申請しましょう

当センターで建築確認や新築瑕疵担保保険(保険法人検査を含む)をご利用の場合、または、住宅保証機構の申請代行サービスをご利用の場合は、**証明書の申請料にセット価格が適用されお得**になりますので、それぞれの申請を行った後に、証明書の発行を申請してください。

なお、証明書の申請を先に行った場合は、セット割引の対象外となります。

#### グリーン住宅ポイント対象住宅証明書手数料一覧(消費税込)

	単独申請	建築確認・瑕疵担保保険の内※5		住宅保証機構
対象	(セット利	1 点セット	2 点セット	の申請代行サー
	用無し)	いずれか利用	両方を利用	<b>ピス</b> 利用※6
全ての戸建住宅※6	33,000 円	28,000円	23,000 円	16,500円

- ※5 保険法人検査を含みます ※6 共同賃貸住宅の証明書申請料については、当センターウェブサイトをご覧ください。
- ※7 申請代行サービスについては、別紙「グリーン住宅ポイント申請サポートキャンペーン」をご覧ください。

## ポイント⑤:いち早くポイントを獲得しましょう

予算には限りがあるため、ポイントを確実に獲得するためには、いち早く**ポイント発行申請を完了**することが重要です。ポイント発行を申請するためには、**①の契約書+確認済証+②または④の証明書が必要**です。揃った段階で、当センターにポイント発行申請をしてください。

#### ポイント⑥:ポイントを交換しましょう

- (1)令和3年6月~令和4年1月15日(予定)に、カタログギフトの要領で登録された商品に交換。
- (2)一定の要件に適合する**追加工事代に交換**(例:エアコン設置工事)(①の契約を締結した事業者に現金が振り込まれるため、**①の契約をした事業者が代理申請を行う必要**があります。)

#### ポイント(7):完了報告を忘れずに

住宅の引渡及び**住民票を異動した後**(新築共同賃貸、または、リフォームの場合は住民票の異動は不要です。)、ポイントを追加工事代に交換の場合(戸建・共同住宅とも)は**令和4年1月15日まで**に、商品交換の場合は**令和4年4月30日まで**(10 階建て以下の共同住宅の場合は令和4年10月31日まで、11 階建て以上の共同住宅の場合は令和5年4月30日まで)に、当センターに完了報告が必要です。

なお、完了報告を忘れた場合は、発行ポイントと同額の現金を返金するよう求められます。

参考 次世代住宅ポイント制度との違い

内容	変更内容(次世代→グリーン)	
対象住宅	自ら居住する新築(注文・分譲)、リフォーム→ <b>新築共同賃貸住宅、既存住宅の購入(リフォー</b>	
	ムとの <b>重複利用は不可)が追加</b> (条件の詳細は手引きを参照)	
新築住宅の性能要件	フラット35S基準以上なら何区分でも可→ <b>断熱等性能等級4かつ一次エネルギー消費量等級</b>	
	<b>4以上のみ</b> (高い省エネ性能の場合は35万P→40万P)	
ポイントの使い道	商品交換のみ→ <b>追加工事代に交換が追加</b> (条件の詳細は手引きを参照)	
新築分譲住宅の予約	売買契約締結前に分譲業者がポイント予約可→ <b>予約不可</b> (売買契約後にポイント発行申請)	
新築住宅の加点	家事負担軽減に資する設備の設置、旧耐震住宅の除却→いずれも廃止(ポ <b>イント③が新設</b> )	

お問い合わせは

(一財)宮城県建築住宅センター 住宅保証課 TEL 022-265-3605

MAIL <u>eco@mkj.or.jp</u> ウェブサイト https://www.mkj.or.jp